

フランス・ケネーにおける財政思想

箕浦 格 良

—

自由主義財政思想を考察せんとすれば何れにしてもフランス・ケネー François Quesnay 及び重農学派の学説を逸することはできない。ケネーに於ける重農主義的思想はその当時のフランスに於ける経済的疲弊、殊にコルベール Jean Baptiste Colbert 1619-1683 の重商主義的政策に対立したものと考えられるが、その当時の主張をなしていたる国内産業を育成し、人口の増加をはかり、労働の供給源の確保を以て国富の増加となす思想に対して、之を訂正し、国富の増加によって人口が増加するものであり、一国内に於て食糧なくして人口の増加は望めるものではないとなして農業の重要性を主張し、重商主義に於ける貨幣、金、銀の増加を以て国富の増加となし、輸入を制限し輸出を奨励し国際貸借に於ける輸出超過を以て国富増進の一方方法なりとなすに対して、ケネーに於けるは一国の富の増進は農業に於ける純収入の増加によるものなることを主張するのである。かくてその当時においては商工業を中心とする発展策として極端なるコルベール政策の施行によって、即ち徴税制度の欠陥、租税政策の強化に基く悪税の実施、重課、之に伴う農村の疲弊、取引の障害に基く穀価の低落、農村人口の

都市集中等の傾向にあつたが之に対立して重農思想が発生することになつたと言える。

重商主義については十三、四世紀頃から十七、八世紀頃に亘つてイギリスを初めとし、フランス、ドイツ、ヨーロッパ諸国に発生したる思想であるが、重商主義はその国によって多少異なるも概して政治と経済を結合せしめ、国内に於ては封建諸侯の対立を抑制し国家統一を目標とし、対外関係に於ては外国との競争を抑制し自国の発展に有利なる基盤を与えんとする。斯くして重商主義とは国王の権力と国内に於ける経済力との結合することになり、之によつて国王はその権力、政治力を強固にし商業資本は之によつて自己の立場を有利にし、その地位、経済力を強固にし自由なる市場の拡大をはかつたのである。従つてその政策は国家の干渉政策、保護助成政策となつて現われたが、このような思想の対決のもとに重農思想の発生を見るに至つた。概して重農主義に於ける主張は元来フランスは農業者であり農業を保護し農業によることこそ国富を増加せしむる眞実の方法なりとする。従つて農業の大規模なる経営を主張し商工業に対する保護助成政策に反対し、農業助成政策を主張する。凡そ経済は各個人の自由であり、何人の干渉をも之を許さず、各個人の欲するところに従つて放任されるべきであるとなして、資本主義経済に於ける自由放任主義の先辯となる。

重商主義にしても或は又重農主義にしても封建社会から資本主義社会への移行の過渡期に於いて成長したる経済思想である。この過渡期に於ては封建制社会の解体と絶対王制確立の時代であり、封建的勢力の統一と国王の権力の維持と拡大が計られ政治的には中央集権的思想が強くなつた時代であるが、経済的に見れば富と資本の蓄積による経済的秩序の基盤が育成され初める時期に当る。当初に於ては経済的新秩序の育成のために、富と資本の蓄積のために国家の保護が必要とされるが、之が強固なる基盤をもつに至り、国家の保護政策が不必要となり、

それ自体が自立し、自由なる活動を要求するに至る。ここに既に近代的資本主義の素地をつくりだし、資本家階級の自覚と自立の素地をつくり出すのである。重農主義 Physiocratism. Physiokratismus Physiocratism 或は重農学派はフランソア・ケネーとその一派の人によつてとなえられた農業を重視する思想及びその政策である。十八世紀の中頃より主としてフランスを中心となえられたもので経済上に於ては他の一般の産業より農業を重視し農業のみを以て唯一の生産業であるとなす思想であるが、ケネーの経済思想に一貫して現れるところはケネーの所謂「農民貧しければ王国も貧しく王国貧しければ国王も亦貧し」*Pauvre paysan Pauvre royaume Pauvre roi* とつこの顕現である。

十八世紀の中葉に於けるフランスの社会に於てその当時の重商主義的組織に対して自然法的個人主義の理論によつて之に対抗したのは重農学派であるが、重商主義に対する批判的論議は既にユーゴー・グロティウス Hugo Grotius 1583-1645 の「和戦法」*De jure belli ac pacis*, 1623-1624 に於て、又アルツジウス Johannes Althusius 1557-1638 の「政治学」*Politica methodica digesta*, 1603 等に展開されている。

フランソア・ケネー François Quesnay 1694-1774 は重農学派の創始者とされ、又重農学派の代表的経済学者とされる。ケネーはフランスのパリ西郊にあるメレー Méreé 村に於いて、一千六百九十四年六月四日一農家の子として出生し、幼少の頃には刻版師の弟子となつたと言われるも、ケネーにありては医師たらんと欲し、一千七百九十年頃医師の弟子に転じて医学を研鑽、殊に外科医を研究一千七百十八年マント市に於いて外科医を開業したるもの後一千七百三十二年に至りパリに移転しこの業に従い、優れたる外科医としてその名声を博し約四十年間活動を続けた。ルイ十五世の愛姫ポンパドゥール侯夫人 Antoinette Poisson, marquise de Pompadour 1721-1764 の侍医となり、後に至つて国王ルイ十五世の侍医と

なりヴェルサイユ宮廷に居住し、この間幾多の医学上の論著を公表した。又外科医学学会 Académie Royale de Chirurgie の常任書記となり外科医学の発展、外科医の地位向上のために力を致した。後貴族に列せられ、ルイ十五世の崩御とともに一千七百七十四年五月退官、ヴェルサイユに於いて一千七百七十四年十二月十六日八十才を以て歿したのであるが、ケネーの経済学者としての活動はケネーが五十九才の時、論客デイドロ Denis Diderot 1713-1784、マランブール Jean Le Rond D'Alembert 1717-1783 のすすめによりデイドロがマランブールの協力のもとに編纂刊行したる大百科全書 Encyclopédie, ou Dictionnaire raisonnée des sciences, des arts et des métiers に於いて「明証論」一形而上学—Evidence, Métaphysique, 1756 を同大百科全書第六巻に「小作人論」 Fermiers, 1756 を同六巻に「穀物論」 Les Grains, 1757 を同七巻に、之等三論文を発表したるときにはじまると言われている。

この大百科全書刊行の事業も一千七百十五年に着手せられ一千七百五十一年より一千七百七十二年に至る間二十八巻を出し一千七百七十六年より一千七百七十七年の間に補遺五巻を出し、その他索引二巻を出し一千七百八十年に至り追巻三巻を出して完成したものである。この間デイドロは数次に及ぶ官憲の迫害及び経済上の困難に遭遇しながらもよく之を完成したのである。この事業に参画したる思想家はデイドロ、マランブールの外、フランソア・マリー・アルノ François Marie Arout 1694-1778、即ち筆名ヴォルターネ Voltairne、ドレニャック Paul Henry Thiry D'Holbach 1723-1789、ドニャミン トム Claude Adrien Helvétius 1715-1771、グリュック Friedrich Melchior Grimm 1723-1807、チマチー Anne Robert Jacques Turgot 1727-1781、ユーバンタン Daubenton、マルモンテル Jean François Marmontel 1723-1799、デタクロンノー Jean-Jacques Rousseau 1712-1778 等が関係している。之等この大百科辞典の編纂に参加した人々を総称して百科全書家、或は百科全書学者 Encyclopédiste, Encyclopedist とよんでいるが、之等百科全書家の多くのものはその当時のフランスに於ける君主専制政治、階級的社会制度にありては容認されざる革新的思想を有していた。一般的には思想に於

ては啓蒙的、感覺的、唯物論的、自然主義的方向を有してその時代に於いて、フランスに於ける啓蒙思想の全容が集大成されているのである。哲学、自然科学の思想ともに革新的思想を社会的に交流せしめたのであるが又これがフランス大革命の一因をなしたものと見られている。この大百科全書に直接参加しないものでも之等のものと思惟傾向を同じくするものを百科全書家とよぶことがある。ケネーは当初にありては主として之等百科全書家の人々との意見を交換することによってその構想が錬成せられケネー独自の構想がまとめあげられた。

ケネーの思想については自然主義的であり、自由主義的であり、且つ啓蒙主義的であつた。殊にケネーの時代に於ては一般に自由主義傾向、自由放任主義傾向が求められつつあつた。ケネーにありても国家が個人の自由に対して干渉政策を採ることを排撃した。このことは資本主義経済思想の一つの特質とも見られるが、アダム・スミス Adam Smith 等のイギリス正統学派の自由放任政策の基礎を与えたものと言われる。勿論アダム・スミスにおいてもフランスに旅行中重農学派の人々と交わり、少からずその影響を受けていると言われる。

ケネーは人間の自然的権利 *Droit naturel* とは人間がその享樂に適する物に対して持つ権利であると定義され得ると言う。そうして人間の自然的権利は無であるとなし、自然がすべての動物に教えたる権利であるとなし、又自然的権利は力と智によつて保証せられる権利であるとなし、個人的利益に限られるものであり、すべての人間の権利を規制する一般的、至上的法則であるとなし、すべての全体に対する限りなき権利であるとなし、默示的の或は明示的の協定により限られたる権利であると言ひ、或は自然的権利は正と言うことも亦不正と言うことも前提としない権利であるとして考へ、正しきものであり、決定的で、そうして根本的権利であると考ええることは、このいずれの場合に於ても眞実であるが、然し何人と雖もその総ての場合に於て之を比較して之を見れば、此い

ずれも真実とはなされないとなし、^(註①)肉体的、智的能力の異なる状態と他の人間に対する関係に於て異なる状態とに於ける人間自体を考えなければならぬ。哲学者が人間の自然的権利について非常に異なり矛盾した概念をさえ作っているのはここまで溯及しなかつたからである。自然的権利を或る理由によつて認めようとしないう者に於ても、之とは別の理由によつて自然的権利を認める者に於ても、このいずれの立場に於ても真理は存在するのである。然し一つの形態は同じ物体に於ては、他の形態の現実の剝奪である如く、一つの真理にありては状態が變化すれば同じ存在に於ては他の真理を排除するものである^(註②)と言うてゐるのである。そうしてケネーにありては人間の自然的権利は理性の光によつて明証を以て認められる。従つて法律上の権利或は人間の法により認められた権利とは異なるのである。即ちこれは理性の光によつて明証によつて認められるものであつて、この明証によつてのみそれは如何なる拘束よりも独立に義務となるのである。人為の法により制限されたる法律上の権利は、法意によるところの単なる指示によつてのみそれを知る場合でも刑罰によりこの法の違反に対して附せられたる苦痛によつて義務となるのであると主張し、そうしてこの法律上の権利は自然的権利を制限することがある。人間によつて創造されたる法は、自然の創造者の法律とは同様には完全ではなく、人間によつて創造されたる法はそれについて開明的理性がいつも正しきものを知らない動機によつて時々脅やかされるから遂には立法者の賢明なる思考を以てして尙自分の作つた法を廃さざるを得なくなるものであるが、このことは明らかに人為の法は正義の社会に最も有利なる自然的秩序の不易の規則により、屢々遠ざかる傾向を有するものであることを証明してゐると論じ、^(註③)斯くしてケネーにおいては正義と言うものは自分自身に属するところのものと、他のものに属するものと明確に弁別する理性の光により認められたる自然的、^(註④)至上的規則であるとすのである。そうしてケネーは

続けて人間が全体に対するすべての自然的権利のこの抽象的概念の価値の認められないことに注意するとするならば自然的権利自体に従うため人間の自然的権利をそれについて享樂することのできるものに帰属せしむることになるだろうし、又一般的権利 *droit général* と言うものは事実上限られたる権利となる^(註⑤)と主張する。純粹に自然なる状態に於ては人間の享樂に適するものは自然が自発的に生産せるものに帰着し、それに関し各人はその労働によつて、即ち搜索 *recherche* によつて、このいくらかの部分を獲得することにより確定せざる自然的権利を使用し得るものである。従つて全体に対する権利と言うものは単なる觀念的のものにすぎないものであり、純粹に自然なる状態に於て享樂せられるものの部分は労働によつて得られるのである。享樂に適するものに対する権利は自然的秩序と正義の秩序の中に於てのみ考えられるべきである。即ち自然的秩序の中に於ては現実の所有によつて保証されていない限り不確定であり、そうして正義の秩序に於ては他の所有の権利を奪うことなく労働により得られたる自然的権利の有効なる所有により決定せられるのである。純粹に自然なる状態にありてはその需要の満足にせまられた人間はその搜索に従い、生活資料を充すに必要なる仕事に対する妨害しか齎らさないのである。戰爭に相互に無益に従事することにより彼等の時を失なわれないものと思われる。自然的秩序と正義の秩序の中に含まれた自然的権利はすべての状態に拡がり人間はその中で相互に関連せるを発見し得るのである。^(註⑥)純粹に自然なる或は完全なる独立 *indépendance* の状態に於てさえ人間はその労働によつてのみ、即ち必要な搜索によつてのみ其必要とする物に対する自然的権利を享受するものである。自然的権利の享樂は純粹に自然と独立の状態、即ち未だ我等が彼等の間に於て如何なる相互の援助も前提とせず、強者が弱者に対し不正なる暴力を用うる状態に於ては制限されるのである。社会生活に於て相互にその利益に対する協定をなすときは自然的権利

を増加せしめる。社会構造に於て自然的権利の根本的法則に關し人間に最も有利なる秩序に従うならばこの享樂の全範圍をさえ確保されるものと思われ^(註⑦)るとなし、斯くしてケネー或は重農主義にありては現実の政治現象、經濟現象を以て人為の社会秩序となすものである。之に對して自然的秩序即ち自然的組織 *organisation naturelle* なるものがあり、自然的秩序の上に礎づかれた社会秩序は永続性を有し真に正しい秩序である^(註⑧)と言ふ。すべて自然的秩序を重視するもその認識の方法については叡智の力によるのである。自然的秩序の認識は各個人の感情を克服して叡智の力によつて透視するとき、そこには自然的秩序の存在を嚴然として認識^(註⑨)することができるとなすのである。この自然的秩序の上にたてられたる社会的秩序こそ理想的秩序である。英明なる君主が自然の秩序を叡智の力によつて認識し自然的秩序に反せざる政治が行われることは理想である。自然的秩序に反する秩序は如何なる秩序であつても永続性を有するものではない^(註⑩)と考える。そうしてそこに合法的独裁政治を認めるのである。自然的秩序を認識するために力となる叡智は教育によるものであるとなす。即ち此社会に於ける総てのものは自然の法則に支配せられてゐる。この自然的秩序を確知し之に従うことは社会を形成するものにとつて最も有利である。自然的秩序は一切の社会秩序を含むものであるが、その中でもその大いなる基本部分をなすものは經濟的秩序である。この經濟的秩序を形成する不可欠の要素となるものは各所有權が安全にして確實なることである^(註⑪)となすのである。

斯くの如き自然的權利に關する主張は即ちロック John Locke 1632-1704 に於て「又ルソー Jean J. Rousseau 1712-1776 に於てみられるところなもこの自然法の觀念はギリシャのストア哲学の中に見出されるが近世初頭のルネッサンス時代に再生し啓蒙思想の一面として展開されている。十九世紀は近代自然法の完成した時代と言は

れ、その代表的学者はアルツジウス Johannes Althusius 1557-1638⁷、グロティウス Hugo Grotius 1683-1646⁸、
ホッブス Thomas Hobbes 1588-1679⁹、スピノザ Baruch de Spinoza 1632-1677¹⁰、フーコンドゥルン Samuel
Pufendorf 1632-1694¹¹、ライプニッツ Christian Thomasius 1655-1717¹²、及び前記のロック等である。十八世紀に
入ってはヴォルフ Christian Wolff 1713-1754¹³、モンテスキュー Montesquieu 1689-1755¹⁴、及び前記のルソー等
が挙げられる。フランスではケネーはモンテスキュー等を通じて影響を受けていると言われる。自然法の観念は
各人によって多少の相違点があり極めて多義的となつてゐるが、その概念に共通する点は、社会生活に於ける人
間相互間の規範に於て自然的秩序を前提としてゐることである。即ち人間の社会的共同生活に於ける基礎として
自然法があり之に対応して実定法がある。人為の法即ち実定法は自然法に従つてはじめて妥当するものであると
なす。ケネーによれば社会的人間は自然法と実定法とに従はなければならぬのであるが自然法にありては物理
的なるもの精神的なるものとある。物理的なるものは明らかに人類に有利なる自然界の物理的現象の秩序的経過
である。精神的なるものは物理的秩序に適合する精神界の人間行為の規則である。これが合して自然法を形成す
るものであり、自然法は実定法の根本となるものである。後者は自然的秩序に関する管理の法に過ぎないもので
あると言つてゐる。^(註⑧)

註(1) François Quesnay et la Physiocratie, à Paris à l'Institut national D'Etudes Démographiques, II, 1958, p.
730. (Le Droit Naturel.)

(2) F. Quesnay, *ibid.*, p. 729.

(3) (4) F. Quesnay, *ibid.*, p. 731.

- (5) F. Quesnay, *ibid.* p. 732.
- (6) F. Quesnay, *ibid.* p. 732-733.
- (7) F. Quesnay, *ibid.* p. 733.
- (8) F. Quesnay, *ibid.* p. 739-740.
- (9) F. Quesnay, *ibid.* p. 734.
- (10) F. Quesnay, *ibid.* p. 740-741.
- (11) F. Quesnay, *ibid.* pp. 736-737.
- (12) F. Quesnay, *ibid.* p. 740.

—

ケネーの「経済表」Tableau économique に示すところは人類の各階級の間に生産せられる財、従つて又その所得が如何に循環し分配せられるかを図によつて表示したる人間の経済生活の表である。即ちこの経済表によれば国民を生産階級即ち農民と、不生産階級即ち商工業者と、地主階級とに分ち此の三階級間に農民によつて生産されたる財が如何に循環するかを表わしたものである。そうしてケネーは資本主義的生産と流通を全体的規模に於て之を把握し、単純なる再生産過程として之を考え、この関係を生理学的、解剖学的に示したものとされる。又ケネーにありては生産資本のたる流通形式によつて固定資本と流動資本即ち「原前払」*avance primitive* と「年前払」^(註9)*avance annuelle* とに分類し、資本主義的農業の生産力の強さを主張するのである。又、その利益にありては地主、農業資本家、農業労働者の三分割を明確にする。ケネーに従えば一国の富及び国家収入の源泉は

土地の純生産物 *product net* であり、農業経営を以て産出される土地の純生産物を生産するものを以て生産階級となし、即ち土地の耕作によって国民の年々の富を再生産せしめ農業労働に於ける支出の前払をなし、そうして土地の所有者の収入を支払う階級を言うのであり、この階級に最初の売手によりその生産物の販売に至るまでの総ての労働と支出が属するもので、販売によって年々の富の再生産の価値を知ることができると言う。それ以外のものは悉く不生産的階級となすものである。従つて国家の職能は国防と治安維持とに限られることになり、官吏は生産階級の創造したる土地の純生産物に依存して維持せられるところの不生産的階級と考えたのである。ケネーの主張によれば生産的階級は農業家を指しこの農業のみが投下したる生産費以上に剰余を発生し得るものである。即ち農業は生産の過程中に消費せられる以上の剰余を作り出す。これが純生産 *Product net* であるが、商工業者は農業者より原料を購入し之に加工して生産費たる賃金、報酬を受取るにとどまり之によって剰余を生ずるものではない。従つて一国の富、及び国家収入の源泉は土地の純生産物であり、農業経営を以て産出される土地の純生産物を生産する階級は生産的階級である。不生産的階級は農業以外の業務に従事するすべての者を指し、主として工業に従事するものから成るのであるが、商工業者が利潤を獲得することがあるとしてもそれは不正の結果であり、この社会に一物もたらすものではない。この不生産的階級は生産的階級から供給せられる彼らの原料の価値の上に、同じく生産的階級から供給せられる彼らの生活資料の価値だけしか附加しないと考えたのである。ケネーは国民を、この外地主階級を加えて三つの階級に分けるのであるが、地主階級は主権者と土地の所有者と十分の一税徴収者とが含まれている。この階級にありては再生産物より年前払を回収しその維持費を控除し純生産物によって生活する。ケネー財政理論に於ては、農業に於ける純生産物の増加を対象とし、従つ

て農業の保護と助長ということに重点がおかれていた。即ち国家の職能もこれによって限界づけられねばならなかったし、官吏は農業者の作出したる剰余に依存する存在であったし、農業に於ける純生産物の増加の目的に対するのは生産的支出であるが、この純生産物に依存するもの、又農業生産力を抑圧するところのものは不生産的支出として取扱つたのである。^(註②)

ケネーは租税が総て土地の収入に直接に課税せられることは地主、主権者、全国民は多大なる利害関係を有するものである。他の課税形態は再生産と租税とを書し、租税がそれ自身負担することになる。この世の総てのものが自然の法則に従っているのであるが、これは自然的秩序に反するものであるとなし、^(註③)斯くの如く農業のみが純収入をもたらすものであるから、従つて租税の対象はこの純収入であり、純収入は農業によって土地から発生するものである。従つて租税の対象は土地に極限せられることになり、土地は剰余たる純収入を発生するものであるから、之に租税を課するときは何人も租税によつて苦痛を感じることはないと言う。そうして農業者の獲得したる剰余は之が地代となるものである。君主はこの一部分を租税として徴収するのである。換言すれば租税の源泉は土地である。即ち租税は剰余の発生する根源たる土地にのみ課して初めて正当となるのである。ケネーは斯くして土地単一税を主張するのであるが、土地単一税のみが租税の中に於て正当なるものであつて他の租税は如何なる租税であつても不当なるものである。土地以外の物件に課税せられることがあつてもその租税は最終的には土地の生産物である剰余によつて負担せられることになるからであると主張し土地単一税を以て正当なる租税となすのである。^(註④)

註（一） 坂田太郎訳 ケネー「経済表」三一、二頁。

(2) François Quesnay, op. cit. p. 675.

(Explication Du Tableau Économique)

ibid. 793

(analyse de la formule arithmétique du Tableau Économique)

(3) F. Quesnay, ibid. p. 797.

(analyse de la formule arithmétique du Tableau Économique)

(4) F. Quesnay, ibid. pp. 958, 959.

(Maximes Générales)

III

ケネーは国民所得の分配過程に於てその三分割を主張するのである。「土地の純生産物は、三種の所有者に、すなわち国家と土地の所有者と十分の一税徴収者とに分配される。譲渡しうるのは、土地の所有者の分前のみである、そしてこの分前は、それが生産する収入に依つてのみ売られるのである。それゆゑ所有権は、それ以上にはおよばない。したがつて土地を分有する他の所有者に支払うのは彼ではない、なぜというに他の所有者の分前は彼には属せず、彼がそれらの分前を獲得したわけではなく、且つこれらの分前は譲渡し得ぬものだからである。かくの如くにして土地の所有者は、普通の租税を、彼の分前に賦課された負担と見てはならない。何となればこの収入を支払うのは彼ではなく、それをその支払うべき人に支払うのは、彼が獲得しなかつた、従つて彼には属しない土地の部分であるからである。そうしてすべての所有者が、国家の切迫した必要が求める臨時の補助

金に、彼らの分前の中から、彼等自身の利益のために、協力しなければならぬのは、緊急の場合、所有権の危機に際会する場合、に限られるのである。」^(註①)と云う。

ケネーは土地単一税を主張するも、租税制度が合理的に成立し、国民に対して圧迫的なる負担を課せざるが為には国民所得との均衡を保つことが必要であることを主張するのである。即ち「よく整つた租税、すなわち課税の悪しき形態によつて、強奪に化したりしない租税は、農業国民の土地の純生産物から派生した収入の一部分と見られなければならない。なぜというに、もしそうでなければ、それは国民の富との、収入との、そしてまた納税者たる臣民の身分との割合のいかなる規則をももつことがないであろうから。「かくて」それは、何時とはなしに、中央官署のそれと気づかぬうちに、一切を破壊させてしまふかも知れない。」^(註②)と主張している。

ケネーは如何な場合に於ても租税の源泉は土地の純生産物とすべきであつて、他のものに租税の源泉を求めるときは、如何なる租税と雖も之を合理的に成立せしむることは不可能であると主張する。工業生産に於ても商品の移転についても、真実の富を作出するのではないから斯るものを課税対象とするときは租税制度を破壊するものなることを主張するのである。即ち「租税の賦課は収入、すなわち土地の純生産物のみを対象とすべきであつて、農業者の前払をも、労働する人間をも、商品の販売をも対象とすべきでないことを、忘れてはならない。なぜというに、そうでなければ、それは破壊的なものとなるであろうから。」^(註③)と云うている。

ケネーは租税に於て農業に於ける純収益課税を主張する。即ち「農業者の前払を対象とするなら、それは租税ではなくて、強奪となるであろう、これは再生産を絶やし、土地を損傷し、借地農と地主と国家とを破滅させるに至るであろう。労働する人間の賃金や商品の販売を対象とするならば、それは肆意的なものとなり、徴税費が

租税を超過し、そして無規律に国民の収入と主権者のそれとに跳ね返ってくるであろう。この場合賦課を租税と區別する必要がある。賦課は租税の三倍となり、租税自体に食いこむことがあろう。何とならば国家のあらゆる支出に際して、商品に賦課される課税は、租税によって支払われるからである。かくの如くにして、かような租税は虚偽のものとなり、破滅的なものとならう。」と主張するのである。^(註④)

ケネーにありては土地によつて富を獲得している国に於ては如何なる方法によつて課税されようとも、それは常に不動即ち土地によつて負担せられるものとなし、労働賃金に対して課税すること、又は商品に課税することに反対するのである。即ち「彼らの賃金で生活を営む労働者に対する人間に対する賦課は、厳密に言えば、労働者を雇用する人々によつて支払われる労働に対する賦課であるにすぎない。それは、土地を耕作する馬に対する賦課が、実際は、耕作の支出そのものに対する賦課にすぎないと同様であろう。かようにして人間を対象とし、収入を対象としない賦課は、工業と農業との経費そのものを対象とすることとならうし、二重に損失となつて土地の収入に跳ね返り、急速に租税の破壊に導くであらう。商品に対して賦課する課税についても、ひとは同じように考へべきである。なぜならそれらもまた、純粹の損失となつて、収入に、租税に、耕作の支出に跳ね返り、大國にあつては避けることの不可能な尨大な経費を必要とすることとなるであらうから。」と主張する。^(註⑤)

ケネーは商品又は労働賃金に租税を課することに反対しているが、仲継貿易に対する課税についても次の如く意見を述べている。即ち「ところがこの二種の賦課は、余儀ないことであるが、仲継貿易によつて存在する小さな海國の財源になつてゐる、些かも領土を有しないこれらの國にあつては、仲継貿易は必然的に租税の対象とされてゐるのである。そしてそれはまた大國にあつても、そこでの農業が著しい衰微に陥り、土地の収入がもはや

租税の支払に應じることができなくなるときは、殆どつねに、暫時の財源と見做されるのである。しかるにこの場合、かかる欺瞞的な財源は、過重負担であり、民衆をして余儀なく消費を節約するに至らしめ、労働を阻止し、再生産を絶やし、そして臣民と主権者とを完全に破滅させるのである。」と。^(註⑥)

ケネーは又農業による純収益課税を主張し、農業による収穫比例税を次の如く否定している。即ち「ひととはしばしば十分の一税の形で、収穫から実物で支払われる租税の創設を問題とした。この種の賦課は、事実、経費を含めて収穫の総生産物に比例する。しかしそれは、純生産物とは何らの関係をもたないであろう。「したがって」土地が平凡であり、収穫が僅かであればあるほど、それはますます負担が重く、不正であり、且つ不幸なものとなるであろう。」と。^(註⑦)

ケネーは財政需要充当手段の源泉となるものは国富の増加部分であると考へていた。即ち農業の純生産、換言すれば純収益と考へたのである。即ち土地の収入に直接設定されない租税は再生産と課税を阻害するものであるとなし、「それゆゑ租税は、直接土地の純生産物から徴収されなければならない。なぜというに、その富を土地から抽きだす王国においては、租税がどんな方法で賦課されようとも、それはつねに、土地によって支払われるからである。かようにして最も単純な、最も整った、国家にとつても最も有利な、また納税者にとつても最も負担の軽い課税形態は、純生産物に比例し、継続的に再生する富の源泉に直接賦課されるそれである。」と。^(註⑧)

尚ケネーにありては「収入の源泉への、換言すれば国民の収入を形づくる土地の純生産物に対しての課税の単純な賦課は、前払を欠くために、農業が破滅に陥り、また少くとも農業が一定した・土地の性質に比例する・何

らかの土地台帳〔作成〕に適合し得ないほどの頽廢に落ちこんでいる王国においては、極めて困難となる。「ここでは」土地は不手際に耕作せられ、その生産物は甚だ僅かとなり、耕作の惨めな状態に照応しているにすぎない。「土地台帳の作成に適合し得ない」というのは、一層よい行政の賜である耕作の改良が、台帳をたちどころに甚だ不規則なものにしてしまふからである。^(註⑩)となすのである。

ケネーは課税対象及び課税順位について六個の段階のあることを述べている。これは、土地、生産物、人間、労働、商品、家畜であるが、これ等のものに対して課税することは、土地の純生産、即ち純収益に課税するよりは課税形態が複雑にして徴税手段がより多くなり、財政収入も予期の如くならず、極めて少ないことを主張する。「土地やその生産物や人間やその労働や商品や牧畜に対して一様に賦課される課税は、互に依存的であるが、すべてが同一の基礎を対して、しかもそれぞれが別々に支払われる一様な六つの課税の段階を示すものである。しかしすべてを併せても、単一にしかも経費を要することなく純生産物に賦課される単純な物税——且つその割合においては、これも物税と見做されうる六つの課税のそれに等しい単純な物税——よりも遙かに少い収入を主権者に提供するものである。しかるに、自然的秩序によって指示せられ、主権者の収入を遙かに増加するかかる〔単純な〕租税は、かくの如くに繰り返される六つの課税に比して、国民や国家にとっては、五分の一の経費で済むが、後者は、土地の一切の生産物を破滅させ、秩序に復帰する一切の道を閉すように見える。なぜなら主権者を誤らせ、国民にとって破滅的である課税は、農業の衰微が増加するにつれて、俗人たちにとってはますます不可避のものと思われるからである。^(註⑪)と主張するのである。

ケネーは次に借地農即ち小作農に於ける富を対象とすることに對し之に反對している。「少くとも、土地の借

地農に対して賦課される肆意的な課税を、できるだけ早く廃止することにとりかからなければならぬ。さもないればこの種の破滅的な課税は、王国の収入を残らず削減しつくすであろう。土地に対する課税のうち決定が最も困難なのは、小農経営 (*petite culture*) に対すして賦課されるそれである。かかる経営にあつては、尺度として役立つ借地料がなく、前払を提供するものは地主自身であり、また純生産物は甚だ僅かであるのみか極めて不確実である。租税が借地農を崩壊させた地方において分益小作の手で行われるかかる耕作は、破滅した農業の最後の手段なのであるが、それには多大の手加減を必要とする。なぜというに課税が少しでも負担が重ければ、その前払をとり上げてしまい、耕作を全く消滅させるからである。それゆえかかる小農経営を余儀なくせられ、生産物に比べて多額の経費で耕作せられ、しかもしばしば何らの利潤も生むことのない土地を、富める借地農によつて大農経営が行われ、これらの借地農が地主に一定の収入を保証し、この収入が比例的課税の正確な規則として役立つがごとき土地と、充分に区別しなければならぬ。」
 一として「課税は、もしそれが借地料から控除されていなければ、借地農によつてではなく、地主によつて支払われなければならない、ところが借地農が、その借地契約を締結する前に、租税の分担額を知らされているときは、当然課税は借地料から控除されるのである。」とその帰着の関係を説明し、次いで「もし国家の必要が、課税の増額を止むとするならば、この増額分は専ら地主がこれを負担しなければならぬ。なぜなら政府が、借地農に課する不測の租税により、彼等をしてその契約の履行を不可能ならしめるにも拘らず、借地農がその借地契約を履行することを求めるのは、自己矛盾となるであろうから。」と、国家需要の増大に伴う租税収入の源泉についてもその帰着関係を明らかにしている。
 一として「すべての場合において、租税の支払は、土地の価格自体によつて保証されなければならず、耕作の経

營の富のそれによつて保証されてはならない。これらの富は、國民と主権者との富を再生させるという公的機能以外のいかなる公的役目にも、濫費されることなくして、服せしめられることができないし、また自然的にして必然的なかかる用途から、決して他へ外らされてはならぬのである。」「政府によつてかかる規則に従わせられる地主は、彼らの収入と租税との確實を目指して、彼等の土地を専ら富める借地農にのみ貸貸することを心懸けるであろう。このような用心が農業の成功を保証するのである。」とその原則を明らかにするのである。そうして尚「借地農はその借地契約の期間中、もはや課税についての不安をもつことなく、その数は増加するであろうし、小農経営は相次いで消滅するであろう。「そして」地主の収入と租税とは、富め農業者によつて耕作される土地の生産物の増加のために、それに比例して増加を見るであろう。」「犁に一切の課税を免除することによつて、その勢力を鞏固にし、その繁栄を確保することのできた國民である。彼等自身租税を負担する地主は、戦時に於ては臨時の補助金に苦しむが、土地の耕作の労働は些かもゆるめられず、土地の売買と売上価格とは、粗生産物の商業の自由によつて、つねに保証される。それゆえにこの國民にあつては、農業と家畜の増殖とが、最も長い且つ最も夥しい経費のかかる戦争中にも、何等の損害を蒙らず、地主は平和の暁には、彼等の土地がよく耕され、よく維持せられ、また彼らの大きな収入がよく持続せられ、よく保証されているのを再び見出すのである。そこから、過度の租税と強奪的な租税との間にある相違を認めることは容易である。なぜと云うに課税形態の如何によつて、租税は、過度であることなくして強奪的であり得るし、また強奪的であることなくして、過度であり得るからである。」^(註⑩)と主張し、その租税の負担関係、国家需要増大することに伴う租税収入の増加によるところの負担関係と之が地主に於ける転嫁の関係を明らかにするのである。

- (1)(2) François Quesnay, op. cit. p. 957.
(Maximes Générales, note sur la maxime v.)
坂田太郎訳 ケネー「経済表」一七六頁。
- (3)(4) F. Quesnay, *ibid.* p. 958.
坂田太郎訳、ケネー「経済表」一七七頁。
- (5)(6) F. Quesnay, *ibid.* p. 958.
坂田太郎訳 ケネー「経済表」一七八頁。
- (7) F. Quesnay, *ibid.* p. 958.
坂田太郎訳 ケネー「経済表」一七八—一七九頁。
- (8) F. Quesnay, *ibid.* p. 958—959.
坂田太郎訳 ケネー「経済表」一七九頁。
- (9) F. Quesnay, *ibid.* p. 959.
坂田太郎訳 ケネー「経済表」一七九頁。
- (10) F. Quesnay, *ibid.* p. 959.
坂田太郎訳 ケネー「経済表」一七九—一八〇頁。
- (11) F. Quesnay, *ibid.* 959—960.
坂田太郎訳 ケネー「経済表」一八〇—一八二頁。

ケネにおいては農業のみが国民経済上の純収入即ち純収益を提供するものであると言う、その経済理論、重農主義経済理論によつて租税原則として最も合理的に公正なる租税体系を樹立せんとしたのである。ここにケネーの租税原則とも言うべきものを探ぐつて見れば次の如くである。

(一) 「租税が破壊的なものであったり、国民の収入の総額に酌合わないものであったりしないこと。」
(二) 「租税の増加は、収入の増加に従うこと。」

「それは直接土地の純生産物に対して賦課せらるべく、徴税費を倍加させ、商業を害し、且つ年々国民の富の一部分を破壊する虞れがあるため、」

(三) 「人間の賃金にも、生産物にも賦課されないこと。」

「それと同様に、」

(四) 土地の借地農の富から徴収されたりしないこと。」

「なぜというに王国の農業の前払は、租税、収入および市民のすべての階級の生活資料の生産のために、大切に保存しなければならぬ不動産と見らるべきであるからである。さもなければ、租税は化して強奪となり、急速に国家を破滅させる衰微を惹起するのである。」^(註①)

「シユリ氏王国経済の抜粋」Extrait des *Oeconomie Royales de M. de Sully* にありては、その「七」於て「租税が破壊的なものであったり、国民の収入の総額に酌合わないものであったりしないこと。租税の増加は、国民の収入の増加に従うこと。それは直接地主の収入に対して賦課せらるべく、徴税費を倍加させ、商業を害する虞れがあるため、生産物には賦課されないこと。それは同様に土地の借地農の前払から徴収されたりしないこ

と、借地農の富は、耕作の支出のために大切に保存されなければならない。またそれは収入の損失を避けなければならぬのである。」^(註⑥)と述べられている。

即ち「農業国の経済的統治の箴言」と殆ど同様のことが述べられているが「農業国の経済的統治の箴言」に於ては「それは直接に土地の純生物に対して課税せらるべく」と表現せられ、ここでは「地主の収入に対して課税せらるべく」とその表現が異なっている。又「農業国の経済的統治の箴言」に於ては「土地の借地農の富から徴収されたりしないこと」となっており、ここでは「土地の借地農の前払から徴収されたりしないこと」とその表現が異っている。ケネー、及重農学派の主張にありてはフランスの産業革命前に於ける支配階級は地主階級であつて、これはその当時の支配階級たりし地主階級の利益を擁護するための主張であつたと言えるのである。

(一) François Quesnay, op. cit. pp. 950-951.

ケネー「農業国の経済的統治の箴言」附箴言の註解——箴言第五 Maximes générales du gouvernement économique d'une royaume agricole et notes sur ces maximes, Extrait de la Physiocratie, 1767.

坂田太郎訳 ケネー「経済表」一六八頁。

(二) F. Quesnay, ibid p. 670.

「ムルリ氏王国経済の抜粋」Extrait des économies royales de M. de Sully, 1759.

坂田太郎訳 ケネー「経済表」四二頁。

ケネーにありては農業の純収入即ち自然的純収益に対する課税は農業それ自体何等負担を受けることはない。

即ち土地の自然的生産が租税を負担することになるからであるとなし更に間接税を研究する。即ちケネーは「第一の経済問題」Second Problème Economique, Extrait de la Physiocratie, 1767に於て「間接税の効果」を表に従つて算定し、直接税と比較し間接税は生産、流通、消費を阻害するものであるとなし之を廃止すべきことを主張する。そうして「われわれはいまや、地主に対して、こうたずねることが出来る、彼等の所有権の状態を堅固にし、保証するところの直接税の義務を完全に果すこと・そして非合理的な利害(Interêt mal entendu)にあやつられ、主権者をして、国家の必要のために、地主の収入にとつても、主権者自身にとつても、国民全体にとつても、間接税の如く破滅的な手段を採らせたりしないこと・が、彼らにこの上なく重要なのではないかどうか。」^(註①)その論議を結んでいる。

ケネーにありては税源をなすものは土地の純収益である。土地の純収益を課税対象とせざる租税にありては窮極に於て土地の純収益に帰着することになるのである。従つて土地の純収益に課する租税を直接税となし、それ以外の租税を間接税となすのである。

ケネーは精密に間接税を考察したる結果如何なる間接税と雖も、生産、流通、消費の各過程に於て阻害要素となることを明らかにしたる後「さらに考察しなければならぬところの・間接税の惹き起す・一層怖るべきその他の損害」として四種のものあげ「間接税の惹き起す損失の計算に、当然入るのでなくてはならない。」となすのである。

即ち先ず間接税の実施に伴うところの「第一種の損害」として「間接税が極めて急速度に惹き起す損傷。」の

場合をとりあげて論じている。

〔一〕 土地の相次いで損壊がこれである、かかる損壊は、間接税が地主の収入に必然的に招く衰微の結果である、この衰微が、これらの地主から、その土地を維持し、改良する能力を剝奪するのである。

〔二〕 有利な企業や仕事の相次いで損傷がこれである、ひとはこれらのものに、眼に見える富 (richesse ostensible) の使用を取てしなくなる、なぜならこれらの富のいつもでたらめな見積りが肆意的な間接税の賦課の基礎となるからである。

〔三〕 耕作の前払の強奪によって惹き起される相次いでのものかも幾何級数的な損壊がこれである、かかる損壊は、その賃貸借の期間を通して、借地農から徴収せられ、または彼らに転嫁されるところの肆意的にして且つ掠取的な間接税の追徴の痛ましき結果であるのである。〕^(註②) と論じ、次いでその「第二種の損害」として「間接税の

立替をする金融業者の利潤によって蓄積されたる金銭的財産、かかる財産は貨幣の流通を停止しまたは逆流させ、それが年々農業へ還流するのを妨げるのである。〕^(註③) と論及し、その「第三の損害」として「富める金融業者が首都

に居住すること、このことは、消費を生産の場所から遠ざける。そこから輸送の巨額の支出が生じるが、この支出は、最初の売手の販売に当っての生産物の価格の、したがってまた地主の収入の負担となり、これらのものに損失をもたらすのである。地主自身も、よい家柄に属するときはことに、その名望によって宮廷の寵遇に浴する目的をもって、同じように首都に退隱するのであるが、このことは主権者の恩恵によって、その収入の損傷の一部を填めて貰うこととなるのである。〕^(註④) とその帰着関係を示すのである。次いでその「第四種の損害」として「乞食の累増は、国民の年々の富の再生産の一部を絶やすことによって、賃金または生活資料を剝減するところの間

接税のひとつの結果である。乞食のこの累増は、耕作者に対して著しい過重負担である。なぜというに彼らは、復讐を好む乞食の不満から一身上に生じるかも知れぬ危険に曝されすぎているため、施しの拒絶を敢てなしえないからである。そしてこの過重負担は、地主の収入に転嫁される、というのは、耕作者の損害の償いに応じる能力があるのは地主のみであるからであり、また地主は、その所有権の性質自体から並びに彼らがその土地を経営する人々と専ら自発的に締結する約定の性質自体からして、かような償いを余儀なくされるためである。」^(註⑤)となしてその転嫁の関係を説明するのである。

(1) François Quesnay, op. cit. p. 992.

(Second probleme Économique)

坂田太郎訳 ケネー「経済表」二八八頁。

(2)(3)(4) F. Quesnay, ibid. p. 991.

坂田太郎訳 ケネー「経済表」二八六頁。

(5) F. Quesnay, ibid. p. 992.

坂田太郎訳 ケネー「経済表」二八七頁。

六

ケネーは自由放任政策による国内市場の拡張を認める、その主張する貿易政策は根本的には自由貿易政策であったが、その主たるところは輸出の自由であり国内関税、国境税を撤廃し、国内に於ける貨物移転の自由を認め、

フランスア・ケネーにおける財政思想(箕浦)

一〇七(八七一)

殊に穀物の輸出の自由を主張したものである。その当時のフランス於てはコルベール政策による工業振興の主張が強く工業に於けるその生産費たる工業労働者の生活必需品特に労働者の食糧品の安価なることの必要が主張せられ穀物の海外輸出を制限せんとしたのである。然し穀物に於ける輸出制限は農業の振興に支障を与えるものであり、農業の奨励による増収はその販路を海外市場に求めなければ価格の下落となるものである。従つて重農主義の主張に反することになり又重農政策も経済的破壊を招くことになるので一国の消費を超える剰余の海外輸出を自由ならしめんことを主張するものである。

ケネーの学説は一千七百六十三年から一千七百六十六年までの間に於てデュポン・ド・ヌムル Pierre Samuel Dupont de Nemours 1739-1817 ル・トローム Guillaume François Le Trosne 1728-1780 ル・メルシエ・ド・ラ・リヴィエール Paul Pierre Le Mercier de la Rivière de Saint Médard 1720-1793 ボート師 L'abbé Nicolas Baudouin 1730-1792 等によつて継承せられここに重農学派の形態をなすに至つた。ケネーの弟子にミラボー侯 Victor Riqueti, marquis de Mirabeau 1715-1789 があつた。

ミラボーはケネーの指導のもとに書かれたと言われその著「租税論」Théorie de l'impôt, 1760 に於て、租税請負制度の廃止を強く主張し土地の純収入に課する土地単一税 impôt unique の原理を説明したものであるが、現実には於ては国家需要充当の手段としては或る限界を有するものであり、国家需要の全額を調達することは困難と見なければならぬ。従つて他の収入手段即ち他の租税によつて之を補う必要があるが之に適當するものは塩及び煙草の如き間接消費税である。又直接的な税も之に適當するがこれには課税標準を住宅の価格により階級税的税質のものを選ばねばならないと述べている。この「租税論」はその当時のフランスに於ける財政制度の欠陥

を鋭く批判したものである。

重商主義がイギリスに於けるものとは限らない如く重農主義にありてもフランスのものとは限らないのであってドインに於けるカール・フリードリッヒ K. Friedrich、イタリーに於けるレオポルド二世 Leopold II、スイスに於けるイサーク・イゼリン I. Iselin 1728-1782 はいずれも重農主義傾向を有するものでもある。然しながら概して重農主義の経済思想はフランス以外の諸国では容認されなかつた。

ケネーの学説については当時フォルボンネー F. V. D. de Forbonnais 等の反対があり、アダム・スミスも亦その著「国富論」に於て之を批判してゐる。

参考文献

- A. Oncken, Oeuvres économiques et philosophiques, de F. Quesnay, 1888.
A. Oncken, Geschichte d. Nationalökonomie, 3. Aufl., 1922.
G. Schelle, Le docteur Quesnay, 1907.
G. Schelle, Dupont de Nemours et l'école physiocratique, 1888.
H. Higgs, The physiocrats, 1897.
Henri Woeg, The Tableau Economique of François Quesnay, Staatswissenschaftliche Studien 1950.
R. Sautaud, Les représentations figurées des Physiocrates, Paris, 1947.
François Quesnay et la physiocratie, I, II, à Paris, à l'Institut National D'Études Démographiques, 1958.
島津亮二・菱山泉訳「ケネー全集」
増井幸雄・戸田正雄訳 経済表 岩波文庫

堀 新一訳 ケネー 商業と工業

坂口太郎訳 「ケネー経済表以前の諸論稿」

坂口太郎訳 ケネー「経済表」

舞出長五郎 フランソワ・ケネーと経済学 山崎教授還曆祝賀記念 経済学研究 第一卷 経済篇

越村信三郎 ケネー経済表研究

三辺金蔵 Tableau Economique（経済表）の解説 経済学説研究 三四七頁

橋本純三 ケネー経済表の動態性 徳島大学学芸学部紀要一

越村信三郎 ケネー「経済表」とその現代的解釈 季刊社会学 4

堀口太郎 ケネーの「アグリカルチュラル・システム」一橋論叢 二六ノ四

渡辺 建 経済表の生成発展 三田学会雑誌 三八ノ二

渡辺 建 経済表解註 三田学会雑誌 三八ノ三、四

渡辺 建 経済表の省略化と其範式 三田学会雑誌 三八ノ八

山田盛太郎 再生産表式と地代範疇（人文一）

坂口太郎 重農主義 経済学研究の葉

坂口太郎 経済表の理解 商学論集（内池廉吉博士還曆祝賀記念論文集）

坂口太郎 フランスワ・ケネーの人口論 商学論集 福島高商 第九卷

横山正彦 フィジオクラートの等価交換論と賃銀論 —— マルクス剰余価値理論の一想源 —— 舞出教授還曆祝賀記念文集

1 古典学派の生成と展開